さいたま市農業振興地域整備計画変更の概要について

平成29年3月10日
さいたま市都市農業審議会資料
（経済局農業政策部農業環境整備課）

報告事項２

農業振興地域の整備に関する法律の目的

自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。

農業振興地域制度の体系

国

農用地等の確保等に関する基本指針(農振法第3条の2)

↓

県

農業振興地域整備基本方針（農振法第4条）

↓

農業振興地域の指定（農振法第6条）

↓

市町村

農業振興地域整備計画（法第8条）
・県が指定した農業振興地域内について、おおむね10年を見通して市町村が定めるもの
・農用地等として利用すべき土地の区域（農用地区域）を定めた農用地利用計画と、市町村の農業振興についての各種マスタープランから構成される

農用地利用計画
・農業振興地域内において、農用地等として利用すべき土地の区域（農用地区域）及びその区域内にある農業上の用途区分を指定。土地基盤整備等の農業公共投資が受けられる土地であり、農用地区域は原則転用が不可能な土地。転用する場合には整備計画の変更（農用地区域からの除外）が必要

さいたま市域（都市計画区域）

農業振興地域：県が指定する
農用地区域：市町村が設定する

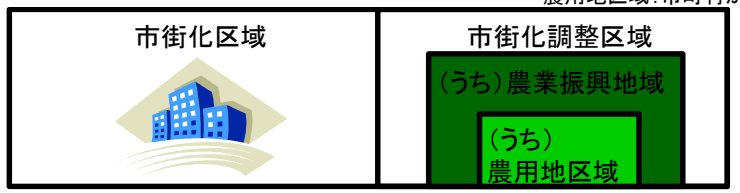

基礎調査及び整備計画変更の概要及びスケジュール

さいたま市においては平成16、17年度に基礎調査を実施し、平成20年3月に計画変更を行っている。
前回の計画変更から8年が経過しており、農用地等の面積、土地利用、農業就業人口の規模等現況及び将来についての基礎調査を実施し、その調査結果に基づき、おおむね10年を見通した整備計画の策定が必要となる。

平成28年度

・基礎調査（アンケート含む）
・基礎調査をもとに、基礎資料作成

基礎調査項目

①地域の概況②土地利用の動向等③農業生産の現状と今後の方向④農業生産基盤の現状⑤農用地等の保全及び利用の現状⑥農業近代化施設整備の現状⑦農業就業者育成・確保の現状⑧就業機会の現状⑨農村生活環境の現状⑩森林の整備その他林業の振興との関連に関する現状⑪地域の諸問題の解決を図るための各種の協定、申合せ等の実施状況⑫農業及び農村の振興及び整備のための推進体制等

平成29年度

・計画案策定
・県事前相談

計画策定項目

①農用地利用計画②農業生産基盤の整備開発計画
③農用地等の保全計画
④農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画⑤農業近代化施設の整備計画⑥農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画⑦農業従事者の安定的な就業の促進計画⑧生活環境施設の整備計画⑨付図

平成30年度

・県事前協議、11条公告・縦覧等、県本協議、12条公告・縦覧し計画策定